

## 地区別懇談会（二部地区懇談会）意見交換記録

と き 平成29年11月13日（月）19:00～20:09

ところ 二部公民館 / 参加者22人

番号	参加者からの意見等要旨	町の対応等要旨
1	職員数の基準はあるか。 臨時職員の配置の考え方は。	職員数は、業務量に基づいた定数条例にの範囲内としている。行政事務に関わる臨時職員は少ない。行政運営は基本的に正職員が行っている。臨時職員は、主に道路の作業員、担任を持たない保育士、学校の支援員など。
2	町から送られてくる印刷物が非常に多く、かなりの費用になると思う。職員が作る文書で省略が可能なものはないか。働き方改革の観点からも、見直す必要があるのでは。	配付物は、なるべく減らすように心がけている。コピーは増えていく傾向にあるため、費用を削減するためにも、チェックするようにしている。
3	風力発電に対する町の支援は。他市町村の動き、対応の状況は。	二部地区も調査区域に入っており、調査にかかったところ。調査してから事業化までに相当時間がかかる。基礎自治体が持っている法手続きではないため、事業化されるかどうかわからない。町として事業を積極的に進めていく立場にはない。
4	風力発電の事業化するとなれば、管理道が必要になると思うが、ゲリラ豪雨等、雨による土砂災害が懸念される。伯耆町にメリットがあるか。	山に作るのであれば、山を切り開き、作業道を付けることが必要になる。開発は県の許可が必要で、災害等への配慮も計画が必要になる。町への意見照会も行われる。施設ができれば町には固定資産税が入ることになるが、大きな税收確保につながるものではないと思われる。
5	今年度から集落支援員を配置されたことを喜んでいる、活性化推進機構の事業に、地域担当の力が必要な機会も多いため、今後も現体制の確保をお願いしたい。	地域担当に遠慮なく仕事を頼んでほしい。 活性化推進機構の運営が上手く回るように手助けをしていくように考えている。

6	F T T Hへの切替えで端末、装置も変わるか。その費用はどうか。	設備は基本的に町が設置する。中海テレビ放送の設備（STB）は更新の必要があれば中海テレビ放送が更新する。切り替えに伴って個人に費用負担をしていただくことは想定していない。
7	非行が低年齢化しているとの報道があったが、伯耆町の状況は。	全国的な流れは低年齢化している傾向にあると聞いている。伯耆町では地域の方の見守りの成果もあってか、落ち着いた子供たちが育っていると感じている。町内では大きな非行問題は生じていない。
8	伯耆町で大山開山 1300 年祭に係る取組みの予定はあるか。	大部分が県主催の事業になってきているが、中心になる地域の盛り上がりを感じたいと感じている。伯耆町でも状況を見ながら考えていく。柵水の花火大会、地ビールフェスタ、植田正治写真美術館コンテスト等の充実など、県に計画を出して、財源を得て実施できればと考えている。また、大山ロイヤルホテル周辺の道路を夜でも歩けるように、灯りを増やすことを検討している。
9	<p>集落内に小さな川があり、大雨で崩れかかっている所が何カ所がある。県では県内各地の小さな災害の物件をまとめて一つの事業として修繕を行っているようだが、同じように、町で小さな災害の物件を地域でまとめて一つの事業として復旧を行うことができないか。</p> <p>町道について、改良や補修などが同じような取扱はできないか。</p>	<p>小河川の災害を防ぐための砂防工事については県が行う。二部地区では福島、三部の工事が行われている。一気に進まないが、危険度、重要度の高いところから計画的に実施している。</p> <p>町道については、町内業者に補修の年間契約をしているので、必要があればその中で対応している。</p>
10	県道にかかる射矢谷橋で損傷が発見され、大型車両は迂回路を通るようにとの看板が設置されているが、町は状況を把握しているか。	道路管理者の県から連絡を受けていないので把握できていない。状況を確認してみる。

1 1	<p>空き家対策はどのような対策を行っているか。また、具体的な成果は。</p>	<p>一昨年空き家対策計画を作成した。対象になるのは、危険で、管理されていない空き家、人に迷惑をかけている空き家。こうした空き家について区長さんから申請があれば、役場が所有者を探し、管理をお願いする。お願いを積み重ねても対応してもらえない場合には、行政代執行ということもあるが、非常に時間がかかる。そのため、所有者に補助金を出して除却していただく制度を設けた。また、空き家を除却して更地になった土地を自治会が駐車場等の整備する場合の補助制度も設けている。現在までに、補助金で除却されたものが1件、相談中が2件となっている。案件があれば相談を。</p>
1 2	<p>空き家を壊して更地にすると税金が高くなるとの誤解があるのではないか。</p>	<p>放置することによって、危害をもたらした場合には、持ち主の責任になる。そうした点も含めて誤解の無いように説明していく。</p>
1 3	<p>危険な空き家の相談は、住宅がある地域の区長を通じて行わなければならないか。</p>	<p>個人ではなく、地域で迷惑していると判断されることが必要で、住宅のある地域の区長を通じて申出をしていただくことになる。</p>